

茨城県私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科 奨学のための給付金【家計急変世帯への支援】のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校等及び私立高等学校の専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

※ 新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

令和6年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※ 7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じ申請した月の翌月（家計急変が生じ申請した日が月の初日である場合は、その月）の1日現在の状況によることとします。

○ **家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当すると認められる世帯**（生活保護法の規定による生業扶助が行われている世帯は給付対象としない）

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞

この表に該当しない場合は、事務室にお問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額	1,716,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

※ 提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の場合は算定方法が異なります。

※ 年収見込計算方法（会社員の方）

直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）

※ 災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

○ **保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。**

〔 茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。 〕

3. 給付額（1人あたり）

○7月まで（～7月1日）に家計が急変し申請した場合は、以下の給付額（年額）

生活保護世帯： 52,600円

「道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額」が非課税の世帯

: 142,600円～152,000円

※ 詳細は、給付額等確認シート【家計急変版】（県内学校用）を御覧ください。

※ 新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

○7月以降に家計が急変し申請した場合は、年額を12で除して得た額に、家計急変が生じ申請した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和7年3月までの月数を乗じて得た額を給付する。

4. 支給時期（予定）

申請後2か月以降

5. 申請方法

申請は、各学校事務室にて受け付けておりますので、事務室までご連絡ください。

私立高等学校等奨学給付金受給申請書に記入後、**必要書類を添付し、7/24（水）までに**学校に提出してください。期限後の申請についても随時受け付けます。

★お問い合わせ先：霞ヶ浦高等学校 事務室【電話】029—887—0013／4755

【家計急変】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シート（県内私立高等学校等用）

